その他告示

○国家公安委員会告示第十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから住所等の変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターの住所

㈠　変更前の住所　福島県福島市中町八番二号

㈡　変更後の住所　福島県福島市舟場町二番一号

二　差止請求関係業務を行う事務所の所在地

㈠　変更前の所在地　福島県福島市中町八番二号

㈡　変更後の所在地　福島県福島市舟場町二番一号

三　変更を行った年月日　令和八年二月十三日

○国土交通省告示第五百五十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年八月十日から同月十七日までの毎日午前八時から午後五時までの間に限る。）。

令和八年四月十三日

国土交通省大臣　金子　恭之

北緯三十五度十八分十秒東経百三十九度二十八分五十六秒の地点、北緯三十五度十八分二十二秒東経百三十九度二十九分五秒の地点、北緯三十五度十七分東経百三十九度三十一分五十秒の地点、北緯三十五度十五分十秒東経百三十九度三十一分の地点、北緯三十五度十六分東経百三十九度二十八分の地点、北緯三十五度十七分五十一秒東経百三十九度二十八分五十秒の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第五百五十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
JD5599	145022	みせん丸	令和8. 1. 8
JD5625	145060	JCAT HANAKO	8. 1. 8
JD5622	145055	令鳳丸	8. 1. 19
7KTZ	145023	海星	8. 1. 23
7KSN	144915	だいとう	8. 1. 26
JD5633	145070	第参百七拾伊勢丸	8. 1. 27
JD5652	145095	第八勢福丸	8. 1. 27
JD5571	144979	せとなみ	8. 1. 30
JD5573	144981	シーレイディ	8. 2. 2
JD5632	145068	飛春丸	8. 2. 5
JD5654	145102	さつま２	8. 2. 5
7KTY	145017	DAWN HORIZON	8. 2. 9
7KUE	145030	若潮丸	8. 2. 10
7KRK	144843	かんばい	8. 2. 13
JD5595	145013	SETO AZURE	8. 2. 13
JD5621	145054	十五勇亀丸	8. 2. 13
JD5635	145074	第三新佑丸	8. 2. 16
JD5643	145082	新第二かいうん丸	8. 2. 16
JD5592	145009	おおすみ	8. 2. 17
JD5653	145096	第八清福丸	8. 2. 18
7KUM	145063	JUPITER LEADER	8. 2. 19
7KUP	145098	DRIVE GREEN HIGH WAY	8. 2. 19
JD5628	145064	黎明	8. 2. 20
7KUS	145100	ONE HANGZHOU BAY	8. 2. 24
JD5618	145050	わかしお丸	8. 2. 25
JD5626	145061	第十七藤洋丸	8. 2. 25
JD5524	144904	みずき	8. 2. 27
JD5647	145088	あまくさ	8. 2. 27

○国土交通省告示第五百五十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JKJ	141544	ENERGIA CENTAURUS	令和8. 1. 6
JD2196	140266	勝春丸	8. 1. 6
JE3127	133321	第十七福洋丸	8. 1. 6
JM5299	130451	第五海幸丸	8. 1. 6
JM6603	136822	しんみち丸	8. 1. 7
JJ3999	134261	正清	8. 1. 8
JK5302	134082	青昭丸	8. 1. 8
7JVS	142562	OWARI MARU	8. 1. 9
JH3478	135655	いせしお	8. 1. 13
JD2965	141091	第五榮吉丸	8. 1. 22
JG5742	137212	栄和丸	8. 1. 23
JM6396	134574	第七松寿丸	8. 1. 26
JD2309	140391	HKLヤマト	8. 1. 30
JD3178	141416	第七清福丸	8. 1. 30
JL6523	135561	大丸	8. 1. 30
JL6069	132158	南山	8. 2. 2
JL6579	135600	明優丸	8. 2. 3
JJ3997	134259	若田丸	8. 2. 4
7JDA	140725	ナッチャンWorld	8. 2. 5
JM5948	131336	第六光栄丸	8. 2. 5
JD2639	140745	隆鳳丸	8. 2. 12
JD3661	142137	卓洋丸	8. 2. 12
JH3172	130017	第三十五大濱丸	8. 2. 12
7JZJ	142910	ORION LEADER	8. 2. 16
JJ3998	134260	kyosin orion号	8. 2. 19
JL6485	135520	第五十五正栄丸	8. 2. 19
JG5321	134360	あわかぜ	8. 2. 20
JE2978	130704	第七宮城丸	8. 2. 24
JK4960	131734	大福丸	8. 2. 25
JI3706	135589	さんこう71	8. 2. 26

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山鹿市南島字鎌手六八一番一から同市南島字鎌手六四五番一まで	前	二二・三五～二九・一四メートル	○・○二五キロメートル
	後	二二・三五～二九・一五メートル	○・○二五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○国土交通省告示第五百五十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A211310013	令和3. 4. 7	132158	南山
A211913017	3. 7. 14	134260	kyosin orion号

○国土交通省告示第五百五十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の四第一項の規定により、次の測量に関する専門の養成施設の登録をしたので、同法第五十一条の十九第一号の規定により、公示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録養成施設の別　測量士補養成施設

二　登録年月日　令和八年三月二十七日

三　登録番号　補・第22―㈠号

四　登録養成施設置者の名称　沖縄県測量専門養成所合同会社

五　登録養成施設置者の住所　沖縄県那覇市安里九番地マンションまさひろ二〇一

六　法人である場合の代表者の氏名　砂川　健治

七　登録養成施設の名称　沖縄県測量専門養成所

八　登録養成施設の所在地　沖縄県那覇市安里九番地マンションまさひろ二〇一

九　登録養成施設の長の氏名　砂川　健治

十　学科又は学科に相当するものの名称　測量科

十一　養成業務開始年月日　令和八年四月一日